

一般財団法人佐々木泰樹育英会
2018年度第3回臨時理事会 議事録

1 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

第1号議案

本財団定款第4条第4項に定める事業の対象者を選考するために必要な事項として、以下の規程とすること。

- ・「2018年度若手建築家奨学金応募要領」及び「若手建築家に対する奨学金給付に関する規程」
- ・「2018年度学生起業家奨学金応募要領」及び「学生起業家に対する奨学金給付に関する規程」
- ・「2018年度デザイン工芸美術学生奨学金応募要領」及び「デザイン・工芸美術専攻学生に対する奨学金給付に関する規程」
- ・「2018年度後期医学部大学生奨学金応募要領」及び「医学部大学生に対する奨学金給付に関する規程」
- ・「2018年度若手弁護士奨学金応募要領」及び「若手弁護士に対する奨学金給付に関する規程」

第2号議案

理事会決議があったものと看做される日を2018年6月26日付とする。

2 理事会の決議があったものとみなされた事項を提案した理事 佐々木泰樹

3 理事会の決議があったものとみなされた日 2018年6月26日

4 議事録の作成にかかる職務を行った理事 佐々木泰樹

理事総数 9名

監事総数 2名

2018(平成30)年6月21日、理事長佐々木泰樹が理事の全員及び監事の全員に対して、電磁的方法により理事会の決議の目的である事項について上記の内容の提案書を発し、当該提案につき、2018年6月26日までに理事の全員から電磁的記録により同意の意思表示、監事の全員から電磁的記録により異議がないとの意思表示を得たので、一般財団法人法第96条(定款第32条第4項)に基づく理事会の決議の省略の方法により、当該提案(第1号議案)を承認可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

以上のとおり、理事会の決議があったとみなされた事項を明確にするため、本事項を提案した理事及び議事録の作成にかかる職務を行った理事は、次に署名する。